

# 1. 本市の現状

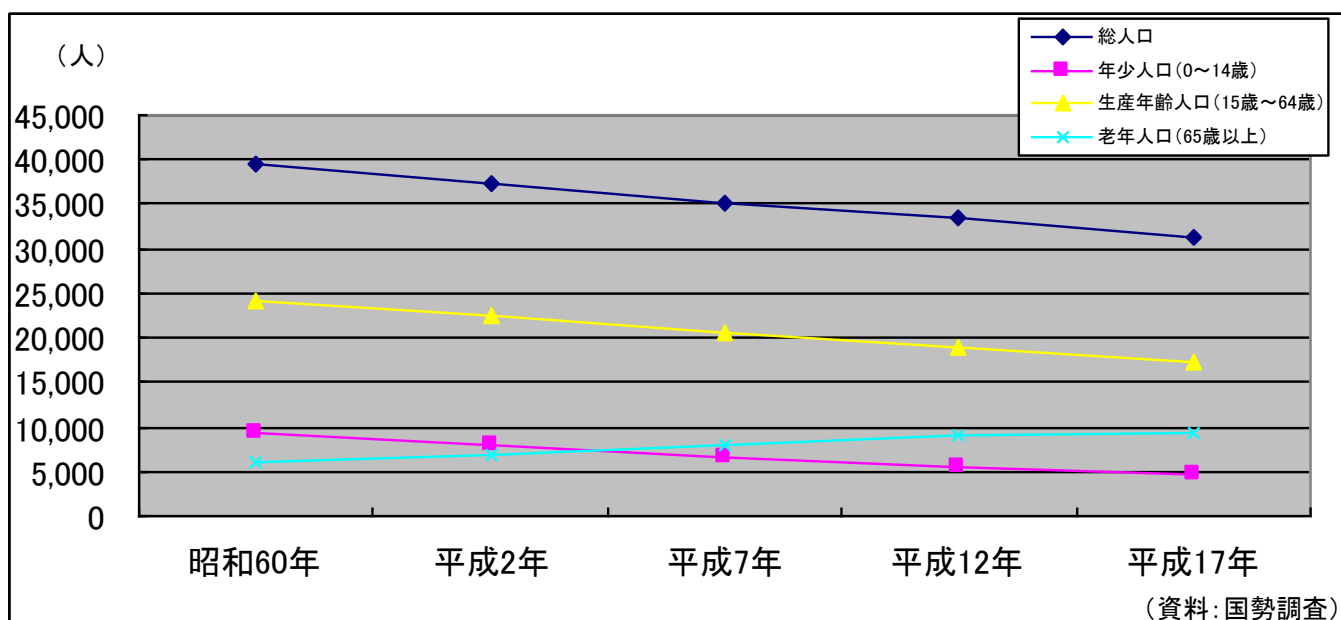
## (1) 少子化の動向

### ①人口の推移

本市の人口を国勢調査で見ると、平成7年は31,414人です。これは、昭和60年の39,528人と比べると、8,114人、20.6%減少しています。

この間の年齢3区分人口をみると、65歳以上の老年人口が5年ごとに大幅な増加を示しているのに対して、0～14歳の年少人口は昭和60年の9,407人から平成17年は49.3%減少して4,773人となっており、確実に少子・高齢社会に進んでいることがわかります。

■総人口、年齢3区分別人口■



(人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	39,528	37,305	35,089	33,538	31,414
年少人口(0~14歳)	9,407	7,978	6,632	5,582	4,773
生産年齢人口(15歳~64歳)	24,068	22,483	20,443	18,878	17,304
老年人口(65歳以上)	6,053	6,844	8,014	9,078	9,337

(資料: 国勢調査)

## ②12歳未満の人口の推移

本市の12歳未満の人口の推移をみると、昭和60年の8,007人から平成17年では3,724人、53.5%の減少となっています。

### ■12歳未満の人口の推移■

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0歳	503	404	328	294	247
1歳	516	460	382	326	278
2歳	547	448	352	301	265
3歳	576	472	391	334	281
4歳	564	475	382	370	269
5歳	562	502	429	344	291
6歳	595	523	431	356	270
7歳	648	533	426	340	288
8歳	679	558	471	390	324
9歳	654	567	484	380	294
10歳	700	555	488	413	306
11歳	716	597	500	405	291
12歳	747	643	526	429	320
合計	8,007	6,737	5,590	4,682	3,724

(資料：国勢調査)

### ■昭和60年を100とする指数■

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0歳	100.0	80.3	81.2	89.6	84.0
1歳	100.0	89.1	83.0	85.3	85.3
2歳	100.0	81.9	78.6	85.5	88.0
3歳	100.0	81.9	82.8	85.4	84.1
4歳	100.0	84.2	80.4	96.9	72.7
5歳	100.0	89.3	85.5	80.2	84.6
6歳	100.0	87.9	82.4	82.6	75.8
7歳	100.0	82.3	79.9	79.8	84.7
8歳	100.0	82.2	84.4	82.8	83.1
9歳	100.0	86.7	85.4	78.5	77.4
10歳	100.0	79.3	87.9	84.6	74.1
11歳	100.0	83.4	83.8	81.0	71.9
12歳	100.0	86.1	81.8	81.6	74.6
合計	100.0	84.1	83.0	83.8	79.5

(資料：国勢調査)

### ③出生数と合計特殊出生率の推移

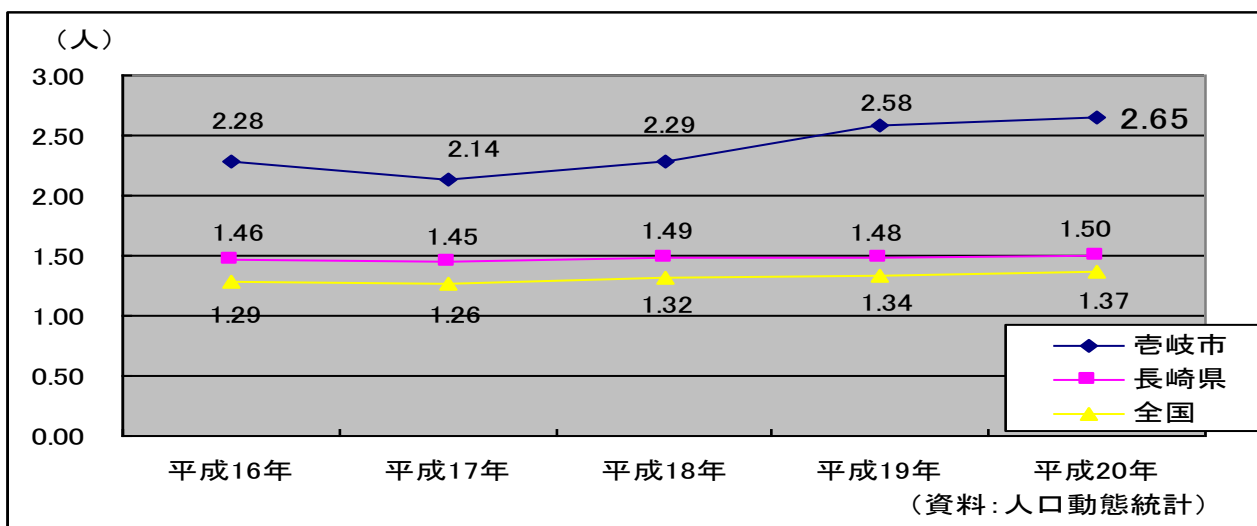
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には、約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万でありましたが、昭和50年に200万人を割り込み、それ以降は毎年減少を続け、昭和59年には150万人を割り込みました。平成3年以降は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっております。

本市におきましても、平成17年以降出生数は減少しており、出生率においても平成20年度は全国・長崎県の出生率を下回る状況となっております。

次に1人の女性が生涯に産むと仮定したときの子ども数に相当する合計特殊出生率をみると、平成17年以降上昇しており、全国・長崎県の率を上回っています。

このように、合計特殊出生率は若干上昇をしているものの、依然として出生数が減少しており、決して楽観できない状況となっております。

#### ■合計特殊出生率の推移■



区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉崎市	2.28	2.14	2.29	2.58	2.65
長崎県	1.46	1.45	1.49	1.48	1.50
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

(資料：人口動態統計)

#### ■出生数の推移■

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
吉崎市	人	276	277	271	275	252
	率	8.6	8.8	8.8	9.0	8.4
長崎県 (率)	8.7	8.2	8.5	8.4	8.5	
全国 (率)	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	

(資料：人口動態統計)

#### ④婚姻・離婚の状況

本市の平均初婚年齢は、平成20年で夫が28.3歳、妻が26.7歳と前年度より僅かに下がったものの、結婚年齢が高くなる晩婚化は進行しております。

これに伴い、出生した時の母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれるようになります。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因になります。又、厚生労働省「人口動態統計」によると、我が国では平成19年に生まれた子どものうち、98%は嫡出子であり、子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

#### ■平均初婚年齢■

(歳)

区 分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉崎市	男	—	29.4	29.4	29.6	28.3
	女	—	27.2	26.6	27.0	26.7
長崎県	男	28.8	29.0	29.2	29.3	29.5
	女	27.2	27.7	27.8	28.0	28.1
全国	男	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2
	女	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5

(資料：人口動態統計)

#### ■婚姻・離婚率■

(件/人口千人)

区 分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻率	吉崎市	4.3	3.9	4.9	3.9	4.1
	長崎県	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9
	全国	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8
離婚率	吉崎市	1.65	1.69	1.75	1.84	1.61
	長崎県	2.12	2.02	2.00	1.89	1.76
	全国	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99

(資料：人口動態統計)

## (2) 家庭環境の状況

平成 17 年の国勢調査によると、本市の総世帯は 10,544 世帯で、昭和 60 年の 10,638 世帯に比べ、わずかながら減少しております。世帯の内訳をみると、平成 17 年では核家族が 49.4%の 5,202 世帯、その他の親族世帯が 27.1%の 2,861 世帯、独身世帯が 23.3%の 2,460 世帯、非親族世帯が 0.2%の 21 世帯となっています。

昭和 60 年以降の推移をみると、独身世帯が世帯数、割合とも増加傾向にあり、こうした点も少なからず少子化に影響を与えるものと思われます。

### ■家族類型別世帯■

(世帯、%)

区分	核家族世帯		その他親族世帯		非親族世帯		独身世帯		総世帯数 (世帯)
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	
昭和 60 年	5,401	50.8	3,707	34.9	14	0.1	1,516	14.3	10,638
平成 2 年	5,285	50.2	3,579	34.0	7	0.1	1,650	15.7	10,521
平成 7 年	5,247	49.8	3,347	31.7	14	0.1	1,941	18.4	10,549
平成 12 年	5,278	49.6	3,113	29.3	24	0.2	2,220	20.9	10,635
平成 17 年	5,202	49.4	2,861	27.1	21	0.2	2,460	23.3	10,544

(注) 家族類型：一つの世帯を家族のつながり、人数、年齢構成等で分類したもの

(資料：国勢調査)

次に、18 歳未満、6 歳未満児童のいる世帯をみると、平成 17 年は、18 歳未満児童のいる世帯は 3,076 世帯、総世帯に占める割合は 29.2%となっています。同じく、6 歳未満児童のいる世帯は 1,245 世帯で、総世帯数の 11.8%となっています。

これらを昭和 60 年からの推移でみると、世帯数、割合とも大きく減少しています。

### ■18 歳未満、6 歳未満児童のいる世帯■

(世帯、%)

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
18 歳未満児童のいる世帯	(世帯)	5,238	4,625	3,985	3,468	3,076
	昭和 60 年を 100	(指数)	100.0	88.3	76.1	58.7
	総世帯に占める割合	(%)	49.2	44.0	37.8	32.6
6 歳未満児童のいる世帯	(世帯)	2,163	1,816	1,535	1,350	1,245
	昭和 60 年を 100	(指数)	100.0	84.0	71.0	57.6
	総世帯に占める割合	(%)	20.3	17.3	14.6	12.7

(資料：国勢調査)

6歳未満児童のいる親族世帯の状況をみると、平成17年ではその他親族世帯が663世帯、53.3%を占めています。

昭和60年からの推移でみると、核家族世帯は世帯数では減少傾向にありますが、割合では増加傾向にあります。

その他の親族世帯は、世帯数、その割合とも減少傾向にあり、子育て経験の豊富な祖父母等の身近な親族から、子育てについてのアドバイスを受けることのできない世帯が多くなっています。

### ■6歳未満児童のいる親族世帯数■

(世帯、%)

区分	核家族世帯		その他親族世帯	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
昭和60年	836	38.7	1327	61.3
平成2年	689	37.9	1127	62.1
平成7年	617	40.1	922	59.9
平成12年	587	43.5	763	56.5
平成17年	582	46.7	663	53.3

(資料：国勢調査)

### (3) 就業環境の状況

#### ①産業別就業者数

平成17年の国勢調査による本市の就業者数は、15,491人です。内訳は、第1次産業が4,130人(26.7%)、第2次産業が2,672人(17.2%)、第3次産業が8,689人(56.1%)となっています。

平成2年からの推移をみると、第3次産業は増加していますが、本市の基幹産業である第1次産業は、就業者、割合とも大きく減少しています。これには、人口の減少と少子高齢化の進展も少なからず影響を与えているものと思われます。

#### ■産業別就業者数■

(人、%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)
第1次	6,639	37.0	5,408	31.4	4,413	26.8	4,130	26.7
第2次	3,273	18.2	3,388	19.7	3,452	21.0	2,672	17.2
第3次	8,045	44.8	8,433	48.9	8,597	52.2	8,689	56.1
合計	17,957	100.0	17,229	100.0	16,462	100.0	15,491	100.0

(資料：国勢調査)



## 2. 行動計画策定にあたっての基本的視点

計画は、以下の8つの基本的視点に留意して策定しています。

### 基本的視点1 子どもの視点

次世代は担う子どもの人権を守るために、児童の権利に関する条約は、1986年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。しかし、現実には児童虐待をはじめとして、子どもの人権は十分に守られているとはいえません。こうしたことから、次世代育成支援対策の推進において、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。それとともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要となっています。

### 基本的視点2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものと認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

### 基本的視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育ての家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化・複雑化しています。このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

### 基本的視点4 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育ての中心となることは言うまでもありません。しかし、家庭ばかりでなく地域においても子育て能力が低下している今日、子育てを国及び地方団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題として据え、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

## 基本的視点 5 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

## 基本的視点 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、自治会等の組織、団体、個人が活動しています。加えて、先人から受け継がれてきた地域独自の伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童福祉法を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

## 基本的視点 7 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

## 基本的視点 8 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なります。このため、それぞれの地方の特性を生かしながら、利用者が必要とするサービスが提供できるよう主体的で柔軟な取り組みを進めていくことが必要です。

### 3. 将来像と基本理念

#### (1) 将来像

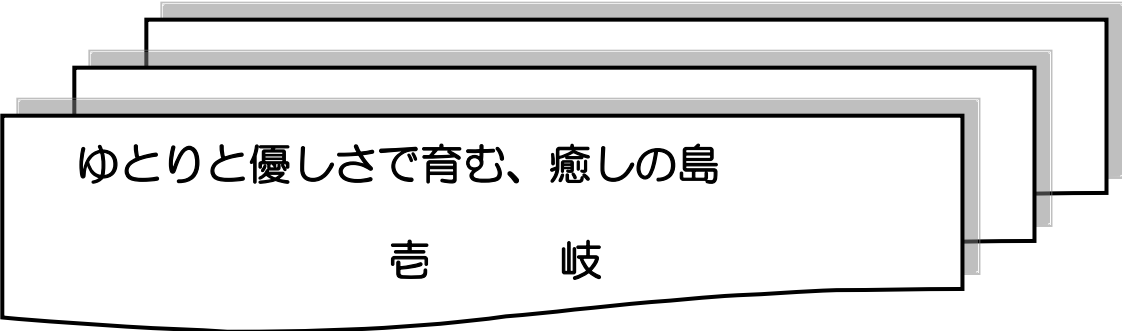
子育ての目的は、行動計画策定に当たって国が示す基本的視点にあるように、子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進することにあります。

しかしながら、今日の子どもを取り巻く環境をみると、子ども同士のふれあいの減少、いじめ、非行等の問題やひきこもり、不登校、子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪の増加など、子ども自身に関わる様々な問題が起こっています。

また、子どもを育てる親の状況をみると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感などにより、子育てに対する不安感が増大しています。

このような状況を踏まえた場合、子育ては親が主体であるという前提に立ちながらも、子育てを社会全体で温かく見守り、必要な支援をしていくことが必要です。

吉崎市では、しまの人々の温かいまなざしと支えの中で、ゆとりをもって子育ての喜びが感じられるような、癒しの島の実現を目指し、以下のような将来像を設定しました。



ゆとりと優しさで育む、癒しの島

吉 岐

## (2) 基本理念

将来像に基づいて、子ども、親、家庭、地域がそれぞれの責任を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、以下の3つの基本理念を掲げます。

### 基本理念 1

#### ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つまちづくり

すべての子どもがすこやかに、たくましく育つとともに、次代の“まち”の将来を担う子どもが人間性豊かで、柔軟な社会を備えた自立した親となるためのまちづくりを進めます。

### 基本理念 2

#### 安心して子育てできるまちづくり

子どもを持つ親が安心して生み育てられるためのネットワークづくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立や女性の社会参加に対する理解と協力ができるまちづくりを進めます。

### 基本理念 3

#### 地域全体で支え、助けあうまちづくり

近所同士の声かけを中心とした地域の密接なつながりを基本に、次代を担う子どもや家庭を地域全体で支えることによって、地域も一緒に育つまちづくりを進めます。

# 4. 施策の体系

## 将来像

ゆとりと優しさで育む、癒しの島 吉岐

## 基本理念

ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つまちづくり

安心して子育てできるまちづくり

地域全体で支え、助け合うまちづくり

## 基本目標

子どもの体を養う環境づくり

子どもの心を育む教育づくり

子育て支援ネットが創る社会づくり

仕事と子育ての両方を実現する仕組みづくり

声かけ、支え合う地域づくり

安全・安心なやさしいまちづくり

## 推進施策

- 子どもや母親の健康の確保  
小児医療の充実  
「食育」の推進
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備  
児童の健全育成の推進  
思春期保健対策の充実  
次代の親の育成
- 子育て支援のネットワークづくり  
家庭や地域の教育力の向上  
一人親家庭の自立支援の推進  
障害児施策の充実  
経済的支援の推進
- 保育サービスの充実  
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し  
仕事と子育ての両立の推進
- 地域における子育て支援サービスの充実  
子どもの交通安全を確保するための活動の推進  
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進  
被害にあった子どもの保護の推進  
児童虐待防止対策の充実  
子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 良質な住宅の確保  
良好な居住環境の整備  
安全な道路交通環境の整備  
安心して外出できる環境の整備  
安全・安心まちづくりの推進等